	福岡県桂川町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、長崎県西海市、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県阿蘇市、熊本県合志市、熊本県南関町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県多良木町、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県あさぎり町、宮崎県五ヶ瀬町、沖縄県豊見城市、沖縄県国頭村、沖縄県久米島町	
令和十一年四月一日	埼玉県入間市、新潟県新潟市、静岡県沼津市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、京都府綾部市、京都府亀岡市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府大山崎町、京都府宇治田原町、京都府南山城村、兵庫県赤穂市、鳥取県鳥取市、福岡県北九州市	
令和十二年四月一日	北海道夕張市、岩手県奥州市、宮城県岩沼市、宮城県東松島市、宮城県加美町、福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県狭山市、埼玉県戸田市、埼玉県新座市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県府中町、大分県別府市	
令和十三年四月一日	北海道岩見沢市、宮城県村田町、埼玉県本庄市、石川県小松市、静岡県静岡市	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

	北海道岩見沢市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、兵庫県赤穂市、福岡県北九州市	
令和十一年四月一日		
令和十二年四月一日	北海道夕張市、岩手県奥州市、宮城県岩沼市、宮城県東松島市、宮城県加美町、福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県狭山市、埼玉県戸田市、埼玉県入間市、埼玉県新座市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県府中町、大分県別府市	
令和十三年四月一日	宮城県村田町、静岡県静岡市、静岡県沼津市、和歌山県北山村、鳥取県鳥取市	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第二百九十五号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十四号）附則第二条の規定に基づき、令和八年総務省告示第百十四号（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の選挙人名簿管理システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体を定める告示）を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の選挙人名簿管理システムに係る機能要件の標準は、次のとおりとする。		一　［同上］	
地方公共団体	機能要件の標準	地方公共団体	機能要件の標準
岩手県矢巾町、山形県米沢市、千葉県市原市、千葉県我孫子市、東京都新宿区、東京都台東区、東京都品川区、東京都豊島区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都立川市、東京都	令和八年総務省告示第百二号（以下「告示」という。）別表第一の機能ＩＤ	岩手県矢巾町、宮城県石巻市、山形県米沢市、千葉県市原市、千葉県我孫子市、東京都新宿区、東京都台東区、東京都品川区、東京都大田区、東京都豊島区、東京都足立区、東京都葛	令和八年総務省告示第百二号（以下「告示」という。）別表第一の機能ＩＤ